

弥富北中学校



職場体験学習 TRY 3DAYS!!



2年生が職場体験学習TRY 3DAYS!!を行いました。3日間、働くことの意義を体感することができました。

弥北継掃会



1・2年生が3年生と共に清掃に向かう取り組みをしました。3年生の熱心な姿から多くのことを学びました。

3年生を送る会



感謝の意を込めて3年生を送る会が行われました。様々な思いに満ち溢れたすてきな会になりました。

卒業式



夢と希望を胸に秘め、3年生が新たな世界へと巣立ちました。

年金からのお知らせ

平成26年4月1日に「年金機能強化法」が施行されました。

《平成26年4月からの改正事項をご紹介します。》

◆子のある夫にも遺族基礎年金が支給されます。

これまでは、夫が亡くなった場合に、子のある妻または子に遺族基礎年金が支給されていましたが、改正後は、妻が亡くなった場合の、子のある夫にも支給されます。
※平成26年4月1日以降の死亡が対象となります。

◆未支給年金を受け取れる遺族の範囲が拡大されます。

これまでは、未支給年金(亡くなった方が受け取れるはずであった未払いの年金)を受け取れる遺族の範囲は、「配偶者、子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹」でしたが、改正後は次の表のとおりです。

1親等	配偶者、子、父母、子の配偶者、配偶者の父母
2親等	孫、祖父母、兄弟姉妹、孫の配偶者、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、配偶者の祖父母
3親等	曾孫、曾祖父母、曾孫の配偶者、甥・姪、おじ・おば、甥・姪の配偶者、おじ・おばの配偶者、配偶者の曾祖父母、配偶者の甥・姪、配偶者のおじ・おば

※平成26年4月1日以降の死亡が対象となります。

◆国民年金の任意加入未納期間が受給資格期間に算入されます。

これまでは、国民年金の任意加入被保険者(サラリーマンの妻や海外在住者などで本人の申出により加入をしていた方)が保険料を納付しなかった期間については未納期間とされ、年金を受け取るために必要な期間に算入されませんでした。改正後はこの未納期間が受給資格期間に算入されます。
※年金の受け取り金額には反映されません。

◆繰下げ請求が遅れた場合でもさかのぼって年金を受け取れます。

これまでは、老齢年金の受給権を取得した日から5年を経過した日以後に繰下げの請求があったときは請求の翌月から増額された年金が支給されていましたが、改正後は請求が遅れたときでも、5年を経過した日の属する月の翌月から増額された年金が支給されます。

◆障害年金の額改定請求が1年を待たずに請求できるようになります。

これまでは、障害基礎年金または障害厚生年金を受けている方の障害の程度が増進した場合、その前の障害状態の確認などから1年の待機期間を経た後でなければ年金額の改定請求ができませんでしたが、改正後は省令に定められた障害の程度が増進したことが明らかである場合には1年を待たずに請求することができます。

◆さかのぼって障害者特例による支給を受けられるようになります。

老齢厚生年金の受給者が障害の状態(障害厚生年金の1級から3級に該当する程度)にある場合に適用される特例制度が改正され、すでに障害年金を受けている方が請求した場合には、定額部分の年金を受け取れる時期が請求月の翌月ではなく、老齢厚生年金の受給権を取得したときまでさかのぼって支給されます。

◆年金受給者が所在不明となった場合に届出が必要となります。

年金の受給者が所在不明となって1か月以上経過した場合、世帯員(住民票上の世帯が同一の方)はその旨を年金事務所へ届出していただくことになりました。(生存の事実確認ができない場合は、年金の支払いが一時止まります。)

問い合わせ先

中村年金事務所
名古屋市千種区太閤1-9-46
お客様相談室 電話052-451-3480